

## 新潟市知的障がい者相談員設置要領

### 1 設置の目的

知的障がい者相談員は、社会奉仕の精神に基づき知的障がい者の更生援護に関し、知的障がい者本人又はその保護者等からの相談に応じ必要な指導、助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑なる遂行及び知的障がい者援護思想の普及に資する業務を行い、もって知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的として設置する。

### 2 資格

知的障がい者相談員は、人格識見が高く社会的信望があり、知的障がい者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ地域の実情に精通している者であって、原則として知的障がい者の保護者とする。

### 3 依頼事項

- (1) 市長は、2の資格を有する者のうちから、適当と認められる者に対し、4に掲げる業務を依頼する。 -
- (2) (1)により依頼された者は、知的障がい者相談員（以下「相談員」という。）と称する。

### 4 業務

相談員には、次の各号に掲げる業務を依頼するものとする。

- (1) 知的障がい者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ必要な指導、助言（福祉事務所、知的障害者更生相談所及び児童相談所が行う専門的な相談指導は除く。）を行うこと。
- (2) 知的障がい者の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関へ連絡すること。
- (3) 知的障がい者に対する援護思想の普及につとめること。
- (4) その他前各号に付帯する業務を行うこと。

### 5 関係機関との連携

相談員は、その業務を行うに当たって福祉事務所、知的障害者更生相談所、児童相談所、児童委員（民生委員）等の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。

### 6 業務依頼の期間

相談員に対して業務を依頼する期間は、2年とする。ただし、補欠相談員に対する依頼期間は前任者の残任期間とする。

### 7 業務依頼の解除

市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合に当該相談員に対する業務の依頼を解除することができるものとする。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 業務を怠り、業務に違反した場合
- (3) 相談員たるにふさわしくない非行のあった場合

### 8 その他

- (1) 相談員は、この業務を行うに当たっては知的障がい者の人格を尊重し、その身上及び家族に関する秘密を守らなければならない。
- (2) 相談員には、この業務を行うに当たって、相談員であることを証明する証票を携帯させるものとする。
- (3) 相談員は、この業務を行うために必要なケース記録その他の帳簿等を毎月整備し、翌月5日までに市長に提出するものとする。

#### 附則

この要領は、昭和51年6月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。